

全国47都道府県警察によるファイル共有ソフト等を使用した著作権法違反事件の一斉集中取締りの実施について

警察では、11月28日～30日までの間、ファイル共有ソフト等を使用した著作権法違反事件について全国47都道府県において一斉集中取締りを実施しました。

- 1 実施都道府県警察
47都道府県警察
- 2 適用法令
著作権法（公衆送信権侵害）違反
- 3 著作物コンテンツ
映画、アニメ、楽曲、テレビ番組等
- 4 搜索箇所及び逮捕者
搜索箇所 76箇所 逮捕者 30人

～インターネットを利用される皆様へ～

著作権者に無断で、音楽、映画、アニメ、ゲームソフトなどの著作物をファイル共有ソフト利用者が自由にダウンロードできる状態にする行為は、著作権法違反になります。

インターネットは、適法・適正に利用しましょう。

著作権法第23条第1項（公衆送信権侵害）

著作者は、その著作物について公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

（10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金（併科））